

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">2024年6月19日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者</p> <p style="text-align: right;">住 所 愛知県春日井市愛知町1番地2</p> <p style="text-align: right;">氏 名 株式会社愛工機器製作所 倉田 司</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 0568-35-1680</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社愛工機器製作所 春日井工場
事業場の所在地	愛知県春日井市愛知町1番地2
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	資本金：486百万 内製生産高 16,039,761 (千円)
③従業員数	251人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃えやすい廃油 塗料や銅板の洗浄廃液で一斗缶で危険物倉庫まで持っていき、専用ドラム缶で受け優良認定処理業者に全量委託し引き取りされ混錬後燃料として売却。  pH2.0以下の廃酸 めっき装置の剥離工程より廃液され、専用配管を通り1階タンクに受け優良認定処理業者にて全量引き取り。中和処理・焼却・焼成を行いセメント原料として再利用。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
春日井工場：特別管理産業廃棄物管理責任者			
購買グループ		生産技術グループ	
廃油と廃溶剤を担当		設備から廃液される廃酸を担当	

  

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	排出量	2.1t	1678.9t
	(これまでに実施した取組) 品質改善による歩留り向上による使用量の削減  製造工程における生産サイクル速度見直しにより廃酸の発生を抑制する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	排出量	2.1t	1678.9t
	(今後実施する予定の取組) 削減目標は生産量比率で3%削減としたが、生産量が増加するため、排出量は現状維持を目標とした。		

  

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・燃えやすい廃油は危険倉庫内に専用ドラム缶を設置し保管しています。 ・pH2.0以下の廃酸は設備側に専用の移送配管が設置されており、1階の専用タンクにて保管しています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一般廃棄物以上に有害性が高い為、取扱に対する指導教育を重視。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者資格所得の推進

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH 2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用を実施したことが無い。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH 2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用の予定は無い。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH 2.0以下の廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組) 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理を実施したことが無い。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH 2.0以下の廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組) 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理の予定は無い。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) これまで特別管理産業廃棄物の埋立処分を実施したことが無い。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物の埋立処分の予定は無い。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	全処理委託量	2.1 t	1678.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.1 t	1678.9 t
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
(これまでに実施した取組) 処分業者の現地確認を1回/年実施している。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH 2.0以下の廃酸
	全処理委託量	2.1 t	1678.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.1 t	1678.9 t
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>銅やパラジウムなどを回収し再資源化出来るよう処理業者との検討をしていく。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（2023年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1681 t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>2020年より全ての産業廃棄物について電子マニフェストに切り替えて運用中です。</p> <p>引き続き電子マニフェストの適正な使用(運搬・処理の実行の随時確認)を継続していく。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。